

| |
|--------------|
| 総務財政委員会 |
| 令和4年12月1日・2日 |
| 総務部 資料2番 |
| 所管 人事課 |

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

児童相談所の業務のうち、家庭訪問等の業務に従事する職員の児童福祉業務手当の支給額の上限を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する。

2 改正概要

児童虐待防止対策強化に伴う職員の負担増等に鑑み、児童福祉業務手当の支給について、次のとおり改正する。

- (1) 児童相談所で家庭訪問等の業務に従事する職員に対して支給される児童福祉業務手当の上限額を、490円から950円に引き上げる（令和4年4月1日から適用）。
- (2) 児童相談所に係る業務の研修として児童養護施設及び児童自立支援施設に派遣される職員の児童福祉業務手当の支給規定を定める。
- (3) その他規定を整備する。

3 施行日

公布の日。ただし、(2)及び(3)については令和5年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成 11 年 2 月 17 日 条例第 3 号</p> | <p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成 11 年 2 月 17 日 条例第 3 号</p> |
| <p>第 1 条から第 6 条まで（略） （児童福祉業務手当）</p> <p>第 7 条 児童福祉業務手当は、<u>次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p><u>（1） 児童相談所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。</u></p> <p>ア <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 11 条第 1 項第 2 号ホに掲げる業務</u></p> <p>イ <u>法第 12 条第 3 項に規定する業務（アに規定する業務を除く。）を行うための家庭訪問、指導、相談等の業務</u></p> <p><u>（2） 法第 41 条に規定する児童養護施設又は法第 44 条に規定する児童自立支援施設に勤務する職員が、前号アに掲げる業務又は次に掲げる業務に従事したとき。</u></p> <p>ア <u>法第 41 条に規定する児童養護施設における児童の入所及び養護並びに退所した児童に対する相談その他の自立のための援助</u></p> <p>イ <u>法第 44 条に規定する児童自立支援施設における児童の入所、指導及び自立の支援並びに退所した児童についての相談その他の援助</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>（1） <u>前項第 1 号ア及び第 2 号に規定する業務</u> 従事した日 1 日につき 1,470 円</p> <p>（2） <u>前項第 1 号イに規定する業務</u> 従事した日 1 日につき 950 円</p> <p>第 8 条から第 10 条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> | <p>第 1 条から第 6 条まで（略） （児童福祉業務手当）</p> <p>第 7 条 児童福祉業務手当は、<u>児童相談所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（1） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 11 条第 1 項第 2 号ホに掲げる業務</u></p> <p><u>（2） 法第 12 条第 2 項に規定する業務（前号に規定する業務を除く。）を行うための家庭訪問、指導、相談等の業務</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>（1） <u>前項第 1 号に規定する業務</u> 従事した日 1 日につき 1,470 円</p> <p>（2） <u>前項第 2 号に規定する業務</u> 従事した日 1 日につき 490 円</p> <p>第 8 条から第 10 条まで（略）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第7条第2項第2号の改正規定（「490円」を「950円」に改める部分に限る。）並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年4月1日</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例（前項第1号に規定する改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の勤務に係る児童福祉業務手当から適用し、適用日前の勤務に係る児童福祉業務手当については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 適用日からこの条例の施行の日の前日までにおいて、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第7条の規定により支給された児童福祉業務手当は、改正後の条例第7条の規定により支給する児童福祉業務手当の内払とみなす。</u></p> | |